

日本統治期朝鮮における学校観形成の一側面
-普通学校修身書にみる学校の描写と指導の変遷-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 韓国文化学会 公開日: 2022-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山下, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22562

日本統治期朝鮮における学校観形成の一側面 —普通学校修身書にみる学校の描写と指導の変遷—

山下 達也 (明治大学准教授)

キーワード：

日本統治期朝鮮、学校観、普通学校、簡易学校、修身書

[目次]

はじめに

1. 普通学校の設立と増設政策の展開
2. 「併合」前後の普通学校修身書にみる「学校」とその指導内容
3. 1920年代以降の普通学校修身書にみる「学校」とその指導内容
4. 簡易学校における「学校」観の形成

おわりに

はじめに

本稿は、日本統治期朝鮮の普通学校修身書に描かれた「学校」とそれに関連する指導内容に着目することにより、日本が朝鮮で図った学校観形成の一側面について検討するものである。

1910年の「併合」以降、朝鮮半島での日本による社会的、文化的、経済的な施策の多くは、おもにその制度的外形と数量的な側面から朝鮮の近代化を進める「発展・開発」政策としての「正当性」を帯びたものであった。当時の金融制度の整備や土地調査事業の実施、工業化、鉄道や港湾、ダムの建設・整備等に対する積極的な見方は、そうした「正当性」を文字通りに評価するものであり、現在でも日本の朝鮮統治を肯定する「植民地近代化論」に散見されるものである。

しかし、法や制度、インフラ等の整備が事業として進められたにせよ、それが何を志向したものであったか、また、それらの一部が収奪や搾取の上に成り立つものであり、施策の「恩恵」を体感・享受できた人々が空間的、民族的、階層的、性的に限定されていた点を見落とすことはできない。つまり、日本統治期朝鮮における「近代化」については、その制度的外形と数量的な面からのみ評価できるものではなく、「近代化」の方向性やその内容を質的に問うことが不可欠となる¹⁾。

本稿で注目する学校やそこでの教育活動も、そうした「植民地近代化論」の中で頻繁に論じられるテーマのひとつである。教育関連法規の制定や学校の設立、そこでの教育内容をもって、「近代教育の形成と展開」がなされたと評するか否かという点は、日本に

よる朝鮮植民地支配の本質にも関わる重要な論点だろう。例えば、朝鮮人を対象とした初等教育機関たる普通学校の設立・増設は、日本による朝鮮「近代化」の象徴としての「正当性」を帯び、推進された。そうした中で求められたのは、「併合」前の既存の教育機関からの置き換えを「発展」とし、日本が設立する学校の優位性を支える新たな学校観の形成であった。

では、そうした学校観の形成は当時どのように図られたのだろうか。個々人によって異なつたであろう学校観という漠たるものの形成については、決して単一の方法や過程によって説明しつくすことができない。そもそも、個人の学校観が何によってどのように形作られたかということを明らかにすること自体困難な作業ともいえる。ただ、学校においてまさにその「学校」がどのような存在なのかについて教えていたとすれば、その内容は、当時の社会で図られた学校観の形成に関して重要な知見を含むものといえるだろう。

そこで本稿では、日本統治期朝鮮の普通学校で学校そのものがどのような存在として教えられていたのか、おもに1910～30年代の朝鮮総督府編纂修身書に見られる学校の描写と指導内容の変遷に注目して明らかにする。1910～30年代の普通学校修身書に注目する理由は、普通学校が朝鮮独自の教育機関であり、そこでの教育活動の対象が朝鮮人児童であると判別可能な点にある。普通学校は朝鮮人児童を対象とした初等教育機関として日本が設立した学校であり、在朝日本人を対象とした小学校とは異なる機関であった。詳細については本論に譲るが、普通学校が制度としてその名称を残すのは1937年度までであり、それ以降は在朝日本人を対象とした学校と同じ小学校となる。小学校となつてもなお、いわゆる「内鮮別学」状態は続いたが、名称の統一により、それ以前に比べて教育活動の対象を民族別に精確に判断することが困難となる。本稿では学校観を形成する主体を朝鮮人に限定するため、また、イメージを形成するという事象の性質上、中等以上の教育機関ではなく、比較的早い段階での教育活動に注目するために1910～30年代の普通学校修身書をおもな分析対象とした。加えて、修身書には、学校そのものについての記載が多数あり、他の科目に比して児童たちの学校観形成に関わる教育活動が豊富に含まれていることも注目する所以である。また、指導の目的、指導要項、訓示資料、説話資料、参考資料について詳述された教員用の指導書にも注目し、学校観の形成を図る教育活動について教員側の意図や指導上の留意、工夫を踏まえて検討することも可能である。

【表1】日本統治期朝鮮における初等教育機関

年度	対象	機関名称
1910～1937	日本人児童	小学校

日本統治期朝鮮における学校観形成の一側面(山下)

	朝鮮人児童	普通学校
1938～1940	日本人・朝鮮人児童	小学校
1941～1945	日本人・朝鮮人児童	国民学校

以上のことを踏まえ、本論では以下の4点について論じることとする。

第一に、朝鮮社会における学校観形成の背景を踏まえるため、普通学校の設立・増設の状況を概観する。学校という存在についてどのように教えられたかということ以前に、朝鮮社会に日本が設立した学校そのものがどれほど存在していたのかを確認することは、朝鮮における学校観形成についての検討を行ううえで欠かせない作業となる。

第二に、「併合」前後の修身書の中に学校に関する事項がどのように記載され、また、教えられていたかを明らかにする。その際、特に1910年の「併合」前と後でその内容や特徴にどのような変化がみられるかという点に注目したい。

第三に、1920～30年代の修身書での学校に関する指導内容とその変化を明らかにする。教員用の指導書にも注目し、各時期において学校に関する事項がどのように教えられたかという点に迫ることがここでの課題である。

そして第四に、1934年から一部の普通学校に付設するかたちで運営された簡易学校での学校観形成に関する教育活動に注目し、普通学校との比較も交えて日本統治期朝鮮における学校観形成の企図について検討する。簡易学校は普通学校とは異なる機関であるものの、朝鮮人児童を対象としていること、また、そこでも学校観の形成に関わる教育活動が行われていたことから本稿でも注目する。

なお、本稿で用いた普通学校と簡易学校の修身書(教員用含む)は、かつて朝鮮総督府図書館に所蔵されていたものであり、現在では韓国の国立中央図書館の蔵書となっているものである。

1. 普通学校の設立と増設政策の展開

日本統治期朝鮮における学校観の形成について検討するにあたり、まずは朝鮮人児童を対象とした普通学校の設立およびその増設状況について概観する。

普通学校は1911年の「朝鮮教育令」により、「児童ニ国民教育ノ基礎タル普通教育ヲ為ス所ニシテ身体ノ発達ニ留意シ国語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ国民タルノ性格ヲ養成シ其ノ生活ニ必須ナル知識技能ヲ授ク」²⁾教育機関であると規定された。併合直後から朝鮮総督府内務部長官を務めた宇佐美勝夫(在任期間は1910年10月1日～1919年8月19日)は、1912年4月に行なわれた「公立普通学校長講習会」において、普通学校の重要性に関し、次のように発言している。

現在に於ては教育の中心換言すれば教化の中心は公立普通学校に存す 此れを以て諸子の任

務は専此校の内容を充実し其教化を地方に瀰漫せしめ以て総督政治の本旨を全ふるに在り
 公立普通学校の経営は総督府の最も重きを置く所にして諸子の任や誠に重且大なるものあり
 3)

普通学校は、朝鮮における「教育の中心」、「教化の中心」として、朝鮮総督府の「最も重きを置く所」と位置づけられ、こうした重要な教育機関の長たる校長の「任や誠に重且大」とされている。ちなみに、この時期の普通学校校長はすべて日本人である。

朝鮮人の「教育の中心」、「教化の中心」とされた普通学校は、1910年以降、増加し続ける。具体的には、1910年には100校であった公立普通学校が1917年には441校に増加し⁴⁾、1918年には、さらに特筆すべき初等学校増設計画が打ち出された。その内容は、同年12月27日に出された普通学校増設に関する以下の通牒にみることができる。

公立普通学校増設ニ関スル件

近年公立普通学校ノ新設ハ朝鮮全体ヲ通シ毎年二十校外ニシテ現在学校数ハ大凡六面ニ対シ一校ノ割合ニ過キススケテハ国民教育ノ基礎タル普通教育ヲ施ス該学校ノ性質ニ鑑ミ遺憾少カラス候ニ付大正八年度ヨリ年々各道ヲ通シテ五十校ヲ新設セシメ八箇年間ヲ期シ約三面ニ対シ一校ノ割合ニ達セシムヘキ見込ニ有之候條左記要領ニ依リ相当計画セラレ度此段及通牒候也⁵⁾

この通牒にみられるように、普通学校の増設計画は、1919年度から8年間にわたって行なわれる予定であり、最終的に「約三面ニ対シ一校ノ割合ニ達セシムヘキ見込」であった。これがいわゆる普通学校の「三面一校計画」である。

翌1919年2月には、朝鮮総督府学務課長の弓削幸太郎も、「抑々朝鮮の進歩発達に付施設すべき事業極めて多しと雖、而かも同化の実績を挙げ併合の趣旨を完うせんには、先づ教育機関特に健全なる初等普通教育機関の普及を図り、民心の帰趨を善導するを以て最も急務とす。百般の施設も亦根底を此に置くに非ざれば統一的徹底的の発達を得て期すべからざるなり」⁶⁾と、初等普通教育機関普及の重要性を強調している。ただし、どのような教育機関でも良いということではなく、あくまで「健全なる初等教育機関」の普及が、「同化の実績を挙げ併合の趣旨を完う」するための「急務」とされている点が注目される。

1919年8月、総督が長谷川好道（在任期間は1916年10月14日～1919年8月12日）から斎藤実（在任期間は1919年8月13日～1927年12月10日）にかかわると、「八箇年間」という当初の計画は短縮されて、4年間で完成させることとなり、1922年度にはすでに「三面一校」の量的な目標を達成している。その後も普通学校の数は増加し続け、「三面一校計画」が打ち出されてから10年が経過した1928年には1,423校⁷⁾となった。

このように、普通学校は1910～20年代、着実にその数を増やし続けたが、1928年の

時点でも初等学校の増設は併合当初と同様にまだ「急務」とされていた。次に示す史料は、朝鮮総督府学務局長の李軫鎬（在任期間は1924年12月12日～1929年1月19日）が、1928年1月、初等教育の普及について記したものである。

私は初等教育の拡張を第一としたい。朝鮮にはまだ義務教育の制度が布かれて居ない。此の制度がないからとて多数の子弟を無学に終わらしてよいといふのでは決してない、真に内鮮融和の実を挙ぐるには、将又、朝鮮の人々をして真に帝国の国民たるの資質と自覚を得しむるには、何をさておいても初等教育の普及発達を急務としなければならぬ⁹⁾。

李軫鎬学務局長が述べているように、初等教育の普及・拡張は、山梨半造総督（在任期間は1927年12月10日～1929年8月17日）下でも「急務」とされ、さらなる普通学校の増設が図られた。初等学校の普及が、「真に内鮮融和の実を挙ぐる」ためや、「朝鮮の人々をして真に帝国の国民たるの資質と自覚を得しむる」ための「急務」であったという点は、1919年当時の状況と同様である。この時期に実施された普通学校増設計画は、「昭和四年度以降向ふ八箇年間に凡そ各面に一校の割合を以て之が普及増設を図る」⁹⁾という、それ以前の増設計画よりもさらに大規模なものであった。具体的には、1929年以降、8年間で「各面に一校の割合」で普通学校の設置を目指すという、「一面一校計画」である。この計画により、1929年5月末に1,500校であった公立普通学校が、翌年の1930年5月末には1,639校、1931年に1,774校、1932年に1,891校、1933年に2,015校、1934年に2,128校、1935年に2,269校、1936年に2,411校、そして、1937年には2,503校に増加しており、この8年間で1,000校以上の普通学校が増設されている¹⁰⁾。なお、「各面に一校の割合」という目標は1936年の時点で達成されている。

しかし、量的な目標を達成した一方で、学齢児童の就学率の低さや僻地での学校設置など、それまでにはあまり注目されてこなかった課題が浮上した。そこで、朝鮮総督府は1937年度から、新たな計画を実施する。それが、「第二次朝鮮人初等教育普及拡充計画」である。立案当時の政務総監であった今井田清徳（在任期間は1931年6月19日～1936年8月5日）は、この計画の特徴を次のように述べている。

本計画を第二次朝鮮人初等教育普及拡充計画と称するのは、従来の計画は凡て学校の増設のみを直接の目標とせるに対し、今回の計画は学校の増設と共に、学齢児童就学歩合の向上に付ても可なり具体的なる目標を定めたと、計画の規模に於ても、過去二十五年に於て数次に互り計画実施せられたるものに比し尙大なるを以て、便宜此の称を用ふるに過ぎないのである¹¹⁾。

今井田政務総監の説明によれば、「従来の計画」すなわち、「三面一校計画」や「一面一校計画」は、「学校の増設のみを直接の目標」としていたのに対し、今回の「第二次朝鮮人初等教育普及拡充計画」は、「学齢児童就学歩合の向上」をも射程に入れたという点で、これまでの計画に比して「尙大なる」ものであった。さらに今井田政務総監は、普

通学校の増設とともに、就学率の引き上げをねらいとしたこの計画を、「義務教育制度の階梯」¹²⁾として位置づけている。そして、翌1938年度には、前述したように普通学校はその名称を変え、日本人のための初等教育機関と同じく、小学校と称するようになったのである。

以上のように、朝鮮人児童のための初等教育機関であった普通学校は、併合当初からその整備・拡充が喫緊の課題とされ、「三面一校計画」や「一面一校計画」、「第二次朝鮮人初等教育普及拡充計画」などを通じて、1910年以降、増加を続けた。こうした普通学校に対する朝鮮人の反応や態度については、古川宣子の研究がある。古川によれば、旧韓末期から存在していた朝鮮人の普通学校に対する「入学忌避」が、1910年代から徐々に薄れ始め、1920年代以降になると、入学希望者が溢れ、朝鮮人による普通学校設立運動が行なわれることもあったという¹³⁾。本稿では詳述しないが、普通学校が毎年増加し続けた背景には、朝鮮総督府が植民地統治の戦略として次々に初等教育機関の増設計画を打ち出し、実施していた一方で、こうした朝鮮人の普通学校に対する意識や態度に緩やかな変化があったこと、さらには、朝鮮人や宣教師たちによる独自の教育機関の設立やそこでの教育活動に対する制約、抑圧も見落とすことができないことを付言しておきたい。

1910年代から普通学校の設立が続き、1930年代中頃には、各面に1校の割合で存在していたという量的状況が、朝鮮社会における学校観の形成にどのような影響を及ぼしたのかを明確に示すことは容易ではない。しかし、日本によって設立された学校そのものが朝鮮の人々の身近にどれほど存在していたのかという点は、朝鮮社会における学校観形成の背景として踏まえておきたい。そのうえで、次に普通学校の教育内容に注目し、「学校」がどのようなものとして教えられていたのかという点について明らかにする。

2. 「併合」前後の普通学校修身書にみる「学校」とその指導内容

日本統治期朝鮮ではどのような学校観の形成が図られたか、その一端を窺うため、ここでは「併合」前後の普通学校修身書の中で学校そのものがどのように描かれ、また、教えられたのかという点に注目する。

まずは、1907年に発行された学部編纂の『普通学校学徒用修身書巻一』（東京三省堂書店印刷）に注目してみよう。同書には、テーマごとにその教育内容に沿った挿絵と説明文が記載されており、【図1】のように、説明文は漢字とハングル交じりの文字によって記されている点特徴的である。

【図1】1907年普通学校修身書の「学校」のページ



(学部『普通学校学徒用修身書卷一』1907年、1-2)

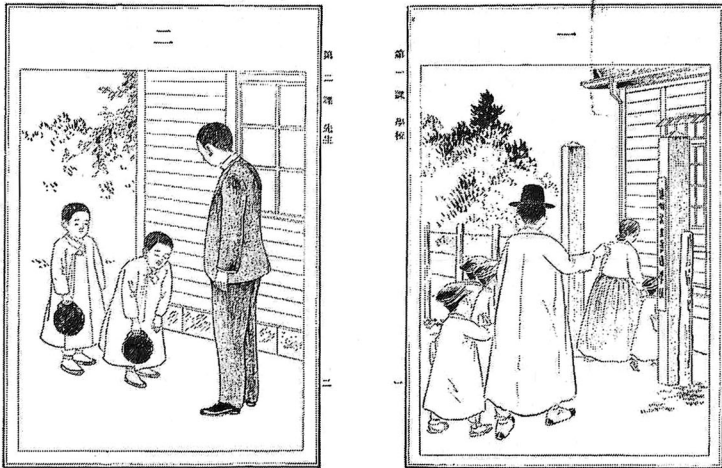
同書の第一課、すなわち、はじめに学ぶ事項として「学校」が登場する。そこには、服装から朝鮮人児童と判る2名の子どもが通学している様子が描かれており、学校は「善い人」になるための場所であると説かれている。また、教員についても、「先生はよいお話をしてくれ、おもしろい遊びを教えてくれる」ことや、学校で「いろいろな子どもたちと一緒に学び、遊ぶことは楽しい」こと、「毎日早く起きて学校に行くことが正しい」こと、「めんどろだと感じ、学校に行かない者は怠け者で将来を望めない者」といった説明が確認できる¹⁰⁾。この修身書が発行されたのは「併合」前であるが、ここでの「学校」に関する説明の内容は、当時、朝鮮半島に存在していた教育機関すべてについてのものではなく、あくまで日本が設立した普通学校についてのものである。また、「併合」後、朝鮮総督府が1911年3月に発行した『普通学校学徒用修身書卷一』でも、第一課に「学校」が設けられ、その内容は説明文、挿絵ともに1907年学部編纂修身書のそれと同一のものである。これもまた、日本により設立された普通学校およびそこにいる教員等についての説明に限定されている。

こうした修身書の内容に変化が生じたことを確認できるのは、1913年に発行された朝鮮総督府編纂『普通学校修身書卷一生徒用』である。同書の第一課が「学校」であることは従前の修身書と共通しているが、それに続く第二課では「先生」、第三課では「キョウシツ」、第四課では「ウンドウバ」という構成になっており、学校そのものについての理解を深める項目が増加している。加えて注目すべきは、それまでのものには存在していた文字による説明がなく、【図2】のように教育内容に関する絵のみが載せられている

点である。

1907年、1911年の修身書には漢字とハングル交じりで記述されたような本文が存在しておらず、実際の教育活動では、修身書に掲載された絵に加えて、教員による口頭での説明が行われたと考えられる。では、教員によって加えられた説話、指導はどのようなものだったのだろうか。

【図2】1913年普通学校修身書の「学校」(右)、「先生」(左)のページ



(朝鮮総督府編纂『普通学校修身書巻一生徒用』1913年、1-2頁)

この点について検討するため、朝鮮総督府によって教員用に編まれた『普通学校修身書巻一教師用』(以下、『教師用』)に注目してみよう。ここで注目する『教師用』は、1913年発行の修身書に対応したものである。

『教師用』の緒言には、「本書ハ普通学校第一学年修身科ノ教師用ニ充ツルモノニシテ、生徒用普通学校修身書巻一ヲ教授スルニ当リ、参考トナスベキモノナリ」¹⁵⁾とある。ここでは「参考トナスベキモノ」という曖昧な表現に留まっているが、同書には、各課の目的、教授要領、注意、設問、備考について具体的かつ詳細な記述が確認できる。各課の目的、教授要領、注意、設問、備考がそれぞれどのようなものであるのかについての説明は、【表2】のとおりである。

なお、本書の記述は日本語と朝鮮語によってなされている。

【表2】教師用に示された各課の目的、教授要領、注意、設問、備考についての説明

目的	各課ノ主眼トスル所ヲ示タルモノナレバ、教師ハ常ニ其ノ主眼点ヲ失セザル様、教授スルヲ要ス。
----	--

教授要領	教授スベキ事項ヲ大体叙説シタルモノナレバ、教師ハ之ニ依リテ生徒ニ説話スベシ。
注意及ビ備考	教授上特ニ注意スベキ諸点ト参考トナルベキ事項トヲ掲ゲタレバ、教師ハ之ニ依リテ教授上遺憾ナキヲ期スベシ。
設問	生徒ニ課スベキ問題ヲ掲ゲタルガ、教師ハ、適宜、之ニ附加スルモ妨ナシ。

(朝鮮総督府『普通学校修身書巻一教師用』1923年を参照して筆者が作成したもの)

また、各課の教育活動を行うにあたっては、設問や問答を交えることや挿絵、掛図等を利用すること、地方の状況等に応じて必要な事項を適宜補説すること、国語読本をはじめ、他の教科書との関連性にも留意することが「緒言」として示されている¹⁶⁾。

では、朝鮮人児童たちの学校観の形成に関連するテーマである、「第一課 学校」、「第二課 先生」、「第三課 キョウシツ (教室)」、「第四課 ウンドウバ (運動場)」の指導についてはどのように記されているのか、それぞれ確認してみたい¹⁷⁾。

児童用の修身書の「第一課 学校」には前掲の【図2】(右)のような絵が載せられているのみである。これに対し、『教師用』には、まず同課の目的について、「学校ハ生徒ヲ教育シテ、善イ人ニスル所ナルコトヲ知ラセ、併セテ学校ニ於ケル大体ノ心得ヲ授ケルノガ、本課ノ目的デアル」¹⁸⁾と説明されている。では、児童用修身書の絵をもとに教員はどのような説明を行ったのか、『教師用』には、「教授要領」として同課における説明の文言を具体的に掲載しており、そのすべてを順に追って確認したい。

まずは、「此ノ絵ハ普通学校ノ生徒ガ登校スル所デス。中ニ父ヤ母ニ伴ワレテ居ルノハ、今日、始メテ入学スルノデス。皆嬉シソウニ勇ンデ来マス」¹⁹⁾と、描かれた絵そのものについての説明から始まっている。続いて、「始メテ入学シタモノハ、学校デ守ルベキ心得ヲ、能ク聴イテ置カナケレバナリマセン。学校ハ何ヲスル所デスカ。皆サンハ知ツテ居マショウ。学校ハ生徒ヲ善イ人ニスル所デ、先生ガ行儀・作法ヲ教エタリ、書物ヲ読ムコトヤ、文字ヲ書クコトヲ教エタリ、又、算術ヤ其ノ外、大切ナコトヲ教エマス。色々ナコトガ分ル様ニナルト、誠ニ楽シイモノデス」²⁰⁾と、学校という場についての基本的な説明がなされている。「善イ人ニスル所」という説明は、同課の目的に沿ったものであり、「併合」前後の児童用修身書に見られた説明文とも共通していることが分かる。続く、「オ父サンヤオ母サンハ、何ノ為ニ、皆サンヲ学校エオ入レニナツタノデショウカ。言ウマデモナク、皆サンヲ善イ人ニシタイト思ツテ、入レテ下サッタノデス。皆サンハ学校エ入ルコトガ出来テ、誠ニ仕合デス。世ノ中ニハ、学校エ入ルコトノ出来ナイ、不仕合ナ人モ少ナクアリマセン。ソレデスカラ皆サンハ、常ニオ父サンヤオ母サンノ心ヲ忘レナイ様ニシテ、能ク先生ノ教ヲ守リ、学校ノ規則ニ従イ、学問ヲ励ンデ、善イ人ニナラナケレバナリマセン」²¹⁾という文章は、日本による朝鮮での学校教育政策に関わって注目すべき表現を含んでいる。具体的には、学校に入学することができる子どもは「仕

合」であり、そうでない子どもは「不仕合」としている点である。これは、単にあらゆる教育機関への就学/未就学について述べているのではなく、あくまで、ここでの学校として想定されている普通学校への入学を「仕合」、そうでないものを「不仕合」という含みを持っているからである。当時、朝鮮の伝統的教育機関として存在していた書堂や普通学校以外の私立の教育機関との関係の中で、普通学校への入学が優位に位置づけられていたことを窺わせる説明といえよう。そして、説明の最後には、「皆サンハ、一日デモ、欠席シナイ様ニ、シナケレバナリマセン。病気トカ、抛ナイ用事ガアレバ、仕方ガアリマセンケレドモ、少シバカリノコトデ、休ム様ナコトガアッテハナリマセン。欠席シタ後ハ、先生ニ教エテ頂イテモ、分ラヌコトガ多クアリマス」²⁰⁾と通学を継続することの重要性を強調している。以上のような説明文がこの課を担当する教員に対して共通に示され、「此ノ外必要ナル事項ハ、便宜、之ヲ補イ授ケルコト」²⁰⁾とされた。

また、教員はこうした説明を行うばかりでなく、児童に対して以下のような質問をすることにより、朝鮮人児童たちの学校観が「正しく」形成されたかの確認を行うこととされている。

- 一、学校ハ何ヲスル所デスカ。
- 二、学校デハ、ドンナコトヲ教エマスカ。
- 三、父母ハ、何ノ為メニ、子供ヲ学校エ入レマスカ。
- 四、学校エ入学シタラ、ドンナ心掛デ、居ナケレバナリマセンカ。
- 五、欠席スルノハ、ナゼ悪イノデスカ。

いずれの問いも先に見た教員による口頭での説明文の内容を順に確認するようなものとなっていることがわかる。こうした営みは、朝鮮人児童たちの学校観形成を図るための極めて基本的な教育活動として位置付けることができよう。

第一課「学校」に続く第二課では「先生」について教えることとなっているが、児童用修身書に載せられた絵は前掲の【図2】(左)のとおりである。『教師用』には、この課の目的について、「先生ニ対スル心得ヲ授ケルノガ、本課ノ目的デアル」²⁰⁾と明記されている。

また、授業を担当する教員は修身書の絵を使いながら、以下のような説明をすることとされている。

先生ノ前ニ、生徒ガ二人立ッテ居マス。ゴランナサイ、二人トモ衣服ヲ正シク着テ居マス。ソウシテ一人ハ丁寧ニ礼ヲシテ居マス。コレハ先生ニ何か用事ガアッテ、ソレヲ言イニ来タノデショウ。又、一人ハ姿勢ヨク立ッテ居マス。コレモ先生ニ用事ヲ言イニ来テ、前ノ生徒ノ用事ガ済ムノヲ待ッテ居ルノデショウ²⁰⁾。

これは挿絵の状況についての説明であることが分かるが、『教師用』には、さらに指導

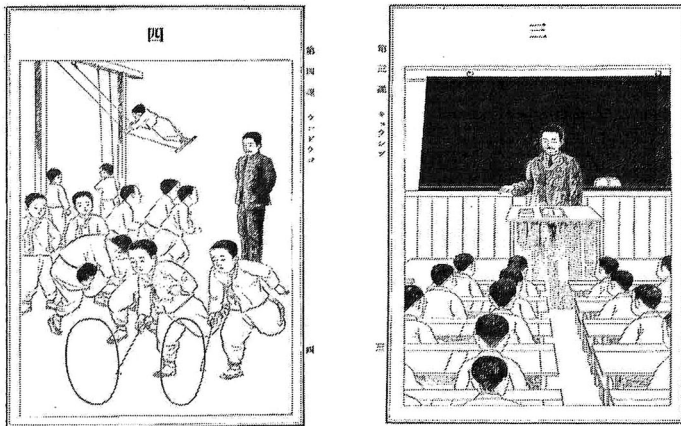
上の「注意」として、「直立ノ姿勢ト礼ノ仕方トヲ授ケテ、実習セシメルコト」とある。つまり、挿絵の中の児童が教員に対して「礼」をしている様子に注目をし、それを「実習」させたということである。続く説明文では、「皆サンハ学校エ来タ時ヤ、帰ル時ニ、先生ニ逢ッたら、礼ヲシナケレバナリマセン。又、授業ノ始ト終トニモ、礼ヲスルノデス。ソレカラ先生ノ前エ行ッテ、モノヲ言ウ時ヤ、言イ終ッテヒク時ヤ、途中デ逢ッタ時ナドモ、同ジコトデス」²⁶⁾とあり、学校における教員に対する基本姿勢を説いたことが分かる。

また、説話には、「先生ハ生徒ヲ善イ人ニシタイト思ッテ、色々心配シマス。生徒ガ善イコトヲスレバ褒メルシ、悪イコトヲスレバ叱リマス。ケレドモ決シテ生徒ヲ憎ンデ、叱ルノデハアリマセン。ソレデスカラ、ムヤミニ先生ヲオソレタリ、先生ニ物事ヲ隠シタリナドシナイデ、能ク其ノ教ヲ守リ、命令ニ従ッテ、善イ人ニナル様ニ心掛ケナケレバナリマセン」²⁷⁾とあり、学校における教員と児童との関係性についても説明されている。最後には、「先生ニ対スル心得ヲオ話シナサイ」という設問が準備されており、ここでの教育活動を通じた「望ましい」教員観の理解・形成の確認がなされることになっている。

続く第三課では、「キョウシツ (教室)」がテーマとなっている。ここでは、「教室デ生徒ノ守ルベキ心得ヲ授ケルノガ、本課ノ目的デアル」²⁸⁾とされ、次のような説話から始まる。

此ノ絵ハ教室デ、生徒ガ姿勢ヲ正シクシテ、先生ノオ話ヲ聴イテ居ル所デス。皆サンモ、教室デハ、此ノ様ニ姿勢ヲ正シクシテ、居ナケレバナリマセン。姿勢ノ悪イノハ、失礼デアルバカ

【図3】1913年普通学校修身書の「教室」(右)、「ウンドウバ」(左)のページ



(朝鮮総督府編纂『普通学校修身書卷一生徒用』1913年、3-4頁)

リデナク、又、体ノ為メニモヨクアリマセン²⁹⁾。

説話にある「此ノ絵」とは、【図3】(右)に示した絵のことである。これは、教室で教員が話をしている場面を描いたもので、説話ではまず、教室内での子どもたちの姿勢に触れている。

また、「教室デハ能ク気ヲツケテ、先生ノ教ヲ聴イテ居ナケレバナリマセン。耳語ヲシタリ、脇見ヲシタリ、又、悪戯ナドヲシテハナリマセン。又、外ノ生徒ガ先生カラ命ゼラレテ、本ヲ読ンダリ、話ヲシタリシテ居ル時ナドハ、能ク其レヲ聴イテ居ナケレバナリマセン。其ノ時、自分ニハ用ガナイト思ッテ、注意シテ居ナイノハ、悪イコトデス」と教室内での態度や注意点について説くほか、「先生ニ物ヲ尋ネタイ時ヤ、其ノ外、何カ用ガアル時ハ、手ヲ挙ゲテ、先生ノ許ヲ得ナケレバナリマセン。席ヲ離レタイ時モ同ジデス」という教室内での振る舞い方に関する指導も確認できる³⁰⁾。

続く、第四課では、「ウンドウバ(運動場)」が扱われる。ここでの目的は、「運動場ニ於ケル心得ヲ授ケル」³¹⁾ことであつた。

【図3】(左)の絵を使用し、「コノ絵ヲゴランナサイ。多クノ生徒ガ、運動場デ、面白ソウニ遊ンデ居マス。先生ハ生徒ノ遊ブ所ヲ見テ居マス。此ノ生徒等ハ教室デハ能ク勉強シ、運動場ニ出テハ、コンナニ元気ヨク遊ビマス。スベテ生徒ハ能ク学ビ、能ク遊ブコトガ大切デス」³²⁾と説かれることになっている。また、運動場での注意事項として、「校舎ニ落書ヲシタリ、塀ヤ壁ヲイタメタリ、樹木ヲ折ツタリ、濫リニ石ナドヲ投ゲタリ、運動場ノ外ニ出タリスルノハ、皆悪イコトデス」³³⁾という指導があるほか、喧嘩をしないこと、危ない遊びをしないこと、着物を汚さないこと、授業時間になったらすぐに遊びをやめて整列することなどが説話の中に確認できる。

以上のように、「併合」前後の普通学校修身書には、いずれも学校に関する教育項目が見られ、その内容は「併合」の前後で大きく変わらないものの、1913年の修身書では、従来の「挿絵+漢字とハングル交じりの説明文」というスタイルから、「挿絵のみ」に変わり、関連項目が増加したことが分かる。また、修身書に描かれる学校が共通して普通学校に限定されていることもその内容から確認できる。

3. 1920年代以降の普通学校修身書にみる「学校」とその指導内容

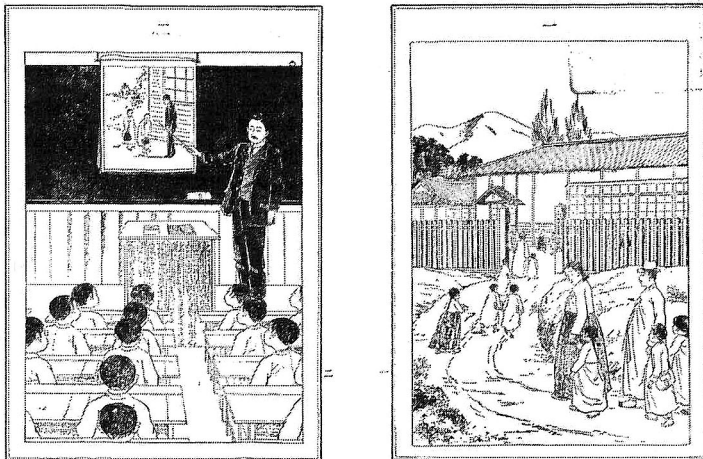
次に1920年代以降の朝鮮人児童に対する「学校」関連の教育内容を明らかにするため、1922年に発行された『普通学校修身書巻一』とそれに対応した教員用の指導書、1930年に発行された『普通学校修身書巻一』とそれに対応した教員用の指導書に着目し、それぞれの内容および特徴について検討する。

(1) 1922年『普通学校修身書』

1922年に朝鮮総督府によって発行された『普通学校修身書巻一』でも、学校に関わる課では、絵のみを掲載するという1913年以降のスタイルを踏襲している。先述の1913年発行の修身書の絵と1922年発行の修身書の絵を比較してみると、多少の違いがあるものの、各課に掲載された絵は類似している。例えば、学校に通学する様子を描いたものには朝鮮の服を着た子どもの姿が確認できるほか、教室で児童らが授業を受ける様子はいずれもその特徴が共通している(【図4】)。普通学校ではこうした修身書の挿絵を活用し、学校観の形成に関わる教育活動が展開されていたわけであるが、その内容についてより具体的に明らかにするため、1922年発行の修身書に対応した『普通学校修身書巻一教師用』(以下『教師用』)に注目してみよう。

『教師用』の緒言には、「本書ハ普通学校修身科ノ教師用ニ充ツルモノナリ」³⁴⁾とあり、1913年の『教師用』と基本的な性格は同じであるが、1923年発行の『教師用』には、「各課ヲ教授スル際、土地ノ情况及ビ生活ノ情態ニ応ジ、児童ノ日常経験セル事実ヲ引用シテ理解ヲ容易ナラシメ、且児童ノ日常生活ニ適切ナラシムベシ」³⁵⁾とあり、朝鮮における教育実践であることに留意するよう説かれていることが確認できる。ちなみに、後述する「学校」の課で朝鮮の衣服を着用した人々が描かれていることや学校の看板に普通

【図4】1922年普通学校修身書の「学校」(右)、「教室」(左)のページ



(朝鮮総督府『普通学校修身書巻一』1922年、1-2頁。)

学校の文字が確認できるのも、修身書の内容そのものが朝鮮という「土地ノ情况及ビ生活ノ情態」に応じていた結果と見ることができる。

また、各課の指導についての説明に入る前に、「新入学児童ニ対スル教師ノ心得」が記されているが、これも1913年発行のものには見られなかった新しい特徴である。そして、この「心得」で記述されている内容は、朝鮮人児童の学校観形成に関わる重要な内容を含んでいる。まず、心得の「一」として、「児童入学ノ当初、教師ノ為スベキ訓示中ニハ、学校ハ児童ヲ教育シテヨキ人トナス所ニシテ、児童ノ両親・兄弟ソノ他先輩等ノ中ニモコトニテ教育セラレシモノアルコトヲ知ラシメテ愛校ノ念ヲ起サシメ、又ヨク教師ノ教ヲ守リ、同級ノモノトハ仲ヨク交ルベキコトヲ説キキカスベシ」³⁶⁾とある。普通学校に入学してくる児童たちに対して、まず学校がどのような場所であるのかについて説くことの必要性が示されている。つまり、児童たちが学校に通う経験を通じて学校という場を理解するのにまかせるのではなく、そもそも学校がどのような場であるのかを入学時に教え、愛校心に関わることや教員、他の子どもとの関係についても「説キキカス」ことを求めているのである。

心得の「二」では、「児童入学ノ当初、教師ハ児童ヲ率キテ学校ノ出入口・廊下・履物置場・運動場・便所ソノ他携帯品ノ置場等ヲ一通り目撃セシメ、場所ゴトニソノ心得ノ要点ヲ簡明ニ論スベシ」³⁷⁾とあり、「近代学校」という存在について施設面から理解させることに加え、「三」では、「教室ノ出入、学校用具ノ整頓、腰ヲカクルトキ、立ツトキ、歩ムトキノ姿勢、敬礼ノ仕方並ビニ手ノ挙ゲ方等ヲ簡易ニ教ヘ示シテ実習セシムベシ」³⁸⁾といった学校での基本的所作に関する指導についても言及されている。

こうした新入児童に対する全般的な指導の心得に加え、授業で扱う課にも、その序盤で学校観の形成を図る内容が準備されていた。児童たちが手にする修身書の最初の課は「併合」前後のものと同様、「学校」であり、【図4】(右)に示した絵が掲載されている。『教師用』では、この課の目的や説話内容、設問、留意点等について説明されている。

『教師用』によれば、「学校」の課の目的は、「学校ハ生徒ヲ教育シテ善イ人ニスル所デアルコトヲ知ラセ、併セテ学校ニ於ケル大体ノ心得ト先生ニ対スル心得トヲ授ケル」³⁹⁾ことであった。1913年の同課の目的と比較してみると、「先生ニ対スル心得」が加わっていることが分かる。これは、1913年の修身書では、続く第二課で「先生」が扱われたのに対し、1923年の修身書には「先生」の課が設けられていないことが響いたものと考えられる。そのことを踏まえ、同課での教員による説話についてみていきたい。

まず、教員による説話は、「コノ絵ヲゴランナサイ、コレハ普通学校ノ生徒ガ学校ニ来ルトコロデス」⁴⁰⁾と始まり、その後の説明は先に見た1913年のものと同様である。異なっているのは、課の目的にも示されていたように、「先生ニ対スル心得」が説話に加わっている点である。例えば、「先生ハ常ニ慈愛ノ心ヲ以テ皆サンニ修身ノ話ヲシタリ、行儀作法ヲ教ヘタリ、書物ヲ読ムコトヤ、文字ヲ書クコトヤ、算術ヤソノ他大切ナコトヲ教

へマス。又面白イ遊モ教へマス」⁴¹⁾といった説明のほか、1913年の「先生」の課で説かれていた内容が確認できる。意図は定かではないが、「学校」と「先生」の課がひとつにまとめられ、その後に独立した課として「教室」、「運動場」が続いている。

「教室」の課では、児童用に載せられた絵と『教師用』に明示された目的、説話要領に1913年のものと若干の違いがある。載せられた絵は【図4】(左)のとおりであるが、目的は、1913年のものが「教室デ生徒ノ守ルベキ心得ヲ授ケルノガ、本課ノ目的デアル」といったものであったのに対して、1922年のものでは、「学校生徒タルモノノ心得トシテ、教室ニ居ル時ハ、ヨク学バナケレバナラヌモノデアルコトヲ教ヘルノガ本課ノ目的デアル」⁴²⁾となっている。1913年の「教室」の課の説話にも見られた、姿勢や行儀を正しくすることや教員の話をよく聞くことについて説かれている点は共通しているが、注

目すべき変化は、『教師用』にこの課の「備考」として、教室での起立時の姿勢と着席時の姿勢についての具体的指導内容がイラスト付きで示されていることである。これは、「本課ニ因ンデ姿勢ニ関スル心得ノ大要ヲ教へ、且之ヲ実習サセルコトガ必要デアル」⁴³⁾という同課の「注意」と関連している。具体的には【図5】に示したものであるが、「一、立ッテ居ル時ノ姿勢」として、「上体ヲ真直ニシ、口ヲ閉ヂ、両足ヲ揃へ、手ハ自然ニ垂レ、眼ハ前方ヲ正視セナケレバナラヌ」とあり、「二、腰ヲ掛ケタ時ノ姿勢」として、「上体ハ立ッタ時ノ姿勢ト同様ニシ、腰ヲ深く掛ケ、足ヲ正シク床ノ上ニ揃へ、両手ヲ膝ノ上ニ置キ、又ハ軽く組ミ、眼ハ前方ヲ正視セナケレバナラヌ。但シ前ニ机・卓子等ガアル場合ニハ、之ニ軽く両手ヲカケテモヨイノデアル」とある⁴⁴⁾。実際の授業では、こうした指示に沿った「実習」を通じ、近代的な学校や教室での生活に適応した身体、姿勢の定着が図られたことがわかる。

また、「運動場」の課では、1913年のものに比して、運動場が休憩時間に遊ぶ場であることがより強調されるかたちになっているものの、学校の一部として重要な場所であ

【図5】『教師用』に示された指導のためのイラスト(教室での起立時と着席時の姿勢)



(朝鮮総督府『普通学校修身書 巻一 教師用』1923年、13頁。)

ると教えられている点は共通している。

ここまでは『普通学校修身書巻一』すなわち、普通学校に入学したばかりの第一学年の児童を対象とした教育内容を見てきたが、同時期の『普通学校修身書巻六』すなわち第六学年の児童に対する教育内容にも学校観の形成に関わるものがみられるため、参考までに確認してみたい。1924年発行の『普通学校修身書巻六』の第二十課のテーマは「教育」であり、そこでの説話には、「学校は皆さんをよい人に育て上げる為に設けられたものであつて、皆さんのお父さんやお母さんもまた皆さんをよい人とする為に学校に入れたのであります」⁴⁵⁾と、第一学年の児童に対する学校の説明と同様の文言がみられる。また、日本における「近代学校」設置の経緯に触れた後、朝鮮における普通学校の増設について以下のような説話が確認できる。

朝鮮で始めて普通学校が設けられるやうになつたのは、明治三十九年のことで、同四十四年八月朝鮮教育令が公布になり、同十月には教育に関する勅語が下つて教育の大方針がきまりました。その後大正十一年に新教育が公布になり、普通学校が各地に設けられることになつて、児童があまねく就学することの出来るやうになりましたのは、誠にわが半島教育の為によるこばしいことであります⁴⁶⁾。

『教師用』の備考欄には、朝鮮における官立普通学校の増加状況を示すグラフが掲載されており、授業では、朝鮮における学校の設置・普及を「よろこばしいこと」として説くための資料として利用されたと考えられる。また、上記の説話に続く文章には、「世界の文明諸国は皆教育の制度を整へ、競うて其の内容を整備して、一般国民の向上に努めてゐます。これ一国の文明の進歩も産業の発展も一にかゝつて其の国民の教育の程度如何にあるからであります」⁴⁷⁾とあり、近代国家にとっての教育の存在意義という視座から学校観の形成を図つたこともわかる。すなわち、近代社会において学校はどのような存在であるのか、加えてその学校が朝鮮社会において日本によりどのように「整えられた」かということについての理解が図られた内容となっている。同課の「主要なる設問」として挙げられている、「教育を受けるとどんな人になれますか」、「朝鮮の教育はどんなに進歩しましたか」、「世界の文明国はどんなに教育を重んじてゐますか」⁴⁸⁾といった問いは、こうした教育内容に込められた意図を象徴的にあらわしている。「1. 普通学校の設立と増設政策の展開」で確認したように、この時期には、普通学校の増設政策がすすめられ、「三面一校計画」の量的目標を達成しており、そうした状況とも歩調を合わせた教育内容となっていることが分かる。

(2) 1930年『普通学校修身書』と教員用の指導書

次に、1930年に発行された『普通学校修身書巻一』とそれに対応した教員用の指導書

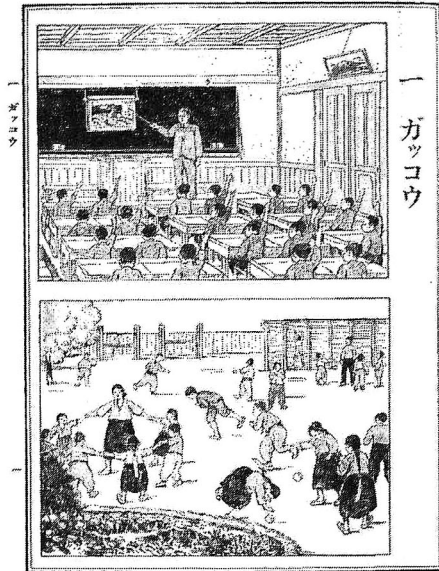
に注目し、1920年代との異同について検討する。

1930年の『普通学校修身書巻一』の学校に関する課は、第一課の「学校」と第二課の「先生」である。第三課には「親の恩」、第四課には「兄弟」と続き、1913年発行の修身書に設けられた「先生」が独立した課として復活した一方、1922年発行の修身書では独立して設けられていた「教室」、「運動場」の課は削除されている。

児童用の修身書には絵のみ載せるというスタイルは継続しているが、その絵は【図6】のようなものであり、1922年発行修身書の挿絵とは異なる。

1930年発行の『教師用』によれば、第一課の「学校」の目的は、「教室に於て、行儀をよくして一心に勉強し、運動場に於ては、活発にして友達と仲よく運動すべきことを知らしめ、なほ欠席遅刻等の濫りにすべからざることを悟らしむ」⁴⁹⁾というものであった。課の名称こそ「学校」であるが、実際には、教室や運動場の説明およびそこでの振る舞いに関する具体的な指導を主としており、1920年代の「学校」の課に見られたような、「学校ハ生徒ヲ教育シテ善イ人ニスル所デアルコトヲ知ラセ」るといった、学校そのものについての理解を図る目的

【図6】1930年普通学校修身書の「学校」のページ



(朝鮮総督府『普通学校修身書巻一』1930年、1頁。)

が文言としては削除されている。同課の「指導要項」として挙げられた3点も、「一 教室に於て姿勢を正しくすべきこと。行儀をよくし、側見や私語を為さず、静粛を旨とすべきこと。質問応答の作法をよくし、言語を明瞭にすべきこと」、「二 運動場に於て友達と仲よくして活発に運動すべく、弱きを苦しめ、他人の遊を妨ぐるなどすべからざること。石を投げ砂を飛ばし、竹片木片や紙片を取散らし、楽書を為し、花園に入り、運動場の外に出るなどの悪戯を為さざること」、「三 濫りに欠席・遅刻・早退すべからざること」⁵⁰⁾であり、教室、運動場、欠席等に関する具体的な指導が想定されたものとな

っている。「指導の実際」に示された教員の説話には、教室や運動場の「指導要項」に入る前に、学校入学そのものについての次のようなものがある。

皆さんが入学したから、お父さんやお母さんは何と思はれるでせうか。……さやう。うれしく思はれるのです。何故でせうか。……さやう。皆さんがだんだんと学問ができ、身体が丈夫になり、良い人になることができるからです。学校では、お稽古の時には修身のお話を聞かせ、国語や算術や唱歌を教え、又運動場ではおもしろい遊戯を教へます。皆さんが先生の教をよく聞いて、勉強もし運動もしたら、きつと良い人になることができるのです。良い人になることができたなら、お父さんやお母さんは何と思はれるでせう。……さやう。嬉しく思はれるのです。先生も嬉しく思ふのです⁵¹。

「良い人」になることができるという従来からの学校に通う意義について簡単に触れられているものの、その後はすぐに挿絵を観察させようとして、教室についての説明に入る。具体的には、「この上の絵は何処を描いたのですか。……さやう。学校の教室です。自分たちの教室と比べてごらん。これは何ですか。……さやう。黒板。これは、……先生は何をして居られますか。……生徒たちはどうして居ますか。……生徒たちはどうして居ますか。……さやう。よく勉強して居ます。姿勢はどうですか。……さやう。立派です。皆さんと比べてどうですか。……此処は皆さんと同じ一年生の教室です。皆さんとこの子どもたちは同様に、姿勢も正しく、お行儀もよくして勉強して居ます⁵²」というものである。こうした説明のほか、教室で勝手に離席することや教員の話の聞かないと学問ができなくなるばかりでなく、他の児童にも邪魔になること、また、人に迷惑をかけることは「大そう悪いこと」、教室では姿勢をよくすること、出入りを静かにすることなどについて説かれる。

また、運動場についても、場についての説明に続き、石を投げたり、喧嘩、花園に入るものを「悪いことをする子ども」とし、その他にも弱いものを苦しめること、他の子どもの遊びを妨げること、落書きすること、ごみを散らかすこと、運動場の外に出ること、汚いところで遊ぶことが「悪いこと」として説かれている。

このように、「学校」という課ではあるものの、ここでの主眼は、学校がどのような存在であるかという点についての基本的な理解を図ることよりも、教室や運動場での適切な姿勢、言動が具体的にどのようなものなのか、という点についての指導に置かれていることがわかる。何よりも「学校ハ生徒ヲ教育シテ善イ人ニスル所デアルコトヲ知ラセ」ることを目的としていた1920年代までの「学校」の課とは明らかに性格が異なっているが、その理由は、1930年の『普通学校修身書巻一、二編纂趣意書』にも明確には記されていないため不明である。ただ、こうした変化の背景には、「1. 普通学校の設立と増設政策の展開」で確認したような1910年代末からの普通学校増設政策の展開があり、特に

この時期は、1929年からの「一面一校計画」により、さらなる量的拡大が進められ始めた時期であったことも見落とすことができない。こうした量的拡大が進められる中で、普通学校へ通う人数が増加したことに伴って、朝鮮社会における学校の存在やイメージもある程度定着し、学校(あくまで普通学校)という存在そのものについての説明の必要性が以前に比して低下したと考えることもできよう。

次に、第二課の「先生」の内容を確認してみよう。児童用の修身書の挿絵は【図7】のとおりである。『教師用』によると、同課の目的は、「教師の恩を大切に思ひ、よくその教に従ひ、これを尊敬すべきことを教ふ」⁵³⁾というものである。「指導要項」には、「一 教師は父母に代りて児童を教へ導くものなれば、その教に従ひこれを敬ふべきこと」、「二 敬礼の仕方……教師に対し、先輩に対し、友だちに対し。(姿容・距離・注目・会釈)」、「三 師恩を大切に思ひ、よく反省自重すべきこと」の3点が挙げられている⁵⁴⁾。教員の説話もこの3点に沿ったものとなっており、「先生はお父さんやお母さんに代つて、皆さんをよく教へて、良い人にしようとするのですから、皆さんはよく先生の教を守つて、これを敬はなくてはならぬのです」⁵⁵⁾という内容がみられる。

また、【図7】の絵を使った教育活動では、教員への挨拶、敬礼について説くとともに、「実演」を交えた指導を行うこととされていた。例えば、教員の説話には、次のようなものがある。

この二人の子どもの敬礼の仕方をよくごらん下さい。どんなにして居ますか。……さやう。こんなにして、(模範を示す) やさしく丁寧に敬礼して居ます。すべて先生その他目上の人に会うた時は、こんなに正しくやさしく敬礼すべきものです。(児童をして実演せしめて指導す) 敬礼の距離は二メートル程が適切です。そして先生をよく注目してから敬礼するのです。余りに先生や目上の人の前に進み出て、その前を塞ぐやうにはなりません⁵⁶⁾。

説話の中に、(模範を示す)、(児童をして実演せしめて指導す)とあるように、教員に

【図7】1930年普通学校修身書の「先生」のページ



(朝鮮総督府『普通学校修身書巻一』1930年、2頁。)

対する敬礼を「実演」しながら、その方法について指導を行ったと考えられる。また、『教師用』に記載された同課の「注意」には、「朝鮮式の敬礼と内地式の敬礼とは、相手と場合に応じて為すべきことを知らしめるがよい」⁵⁷⁾とあり、朝鮮人児童を対象とした指導であるがゆえの独自性を窺うことができる。「備考」には、「普通立礼」と「最敬礼」についての詳細な説明が記載されており、教員が示す模範、児童たちの実演のための参考資料となっている。

このように、1930年の修身書では、「学校」や「先生」といった、学校に関連する課が設けられていたが、その目的・内容は従前のものに比して、学校という場そのものについての説明と理解を主たるものとせず、学校での過ごし方、言動、所作に関する具体的かつ実践的な指導に注力するものとなっている点が注目される。

4. 簡易学校における「学校」観の形成

日本統治期朝鮮では、朝鮮人児童を対象とした初等教育機関として普通学校が設立されたが、1934年には、これに「付設」するかたちで新たに簡易学校が運営されるようになる。簡易学校は農業教育の比率が高い2年制の初等教育機関で、当初、制度的には普通学校に接続しない「完成教育機関」であった。制度が導入された1934年には384校であったが、その後の初等教育普及政策との関連の中で1942年には1,680校にまで増加している⁵⁸⁾。

本稿でここまで着目してきた普通学校とは異なる機関であるものの、朝鮮人の子どもたちを対象としていること、また、そこでも修身教育が行われ、その中に学校観の形成に関わる教育活動が含まれていることから、1930年代に発行された『簡易学校修身書巻一（教師用）』における当該部分に注目してみたい⁵⁹⁾。

まず、簡易学校においても第一課で「学校(ガッコウ)」が扱われることになっており、この点は普通学校修身書と共通している。同課の目的は、「学校は人の心身を磨き鍛へる所であるから之に親しみ之を愛すべきこと」⁶⁰⁾とされているほか、続いて示した「指導要項」も、同時期の普通学校におけるそれとは異なっており、簡易学校での指導としての独自性を帯びている。具体的には、以下の4項目が「指導要項」として挙げられている。

- 一 学校は人の心身を磨き鍛へて、人として国民としての資格を与へる所であること。
- 二 山間僻地の子弟にも学校教育の及ぶ聖徒の余沢に感激すべきこと。
- 三 学校生活の正しい仕方。人物となることを旨とすること。空理空論に走らず、実地によつて学ぶべきこと。
- 四 自家の境遇と自己の能力とを考慮して学校を選らぶべく、徒らに上級学校への入学を望むも却つて益なきこと⁶¹⁾。

特に「二」の学校教育普及に関すること、「三」の実地によって学ぶということ、「四」の境遇と能力を考慮した学校の選択については、普通学校ではなく、あくまで簡易学校に通う朝鮮人児童に対する学校観の形成という点で注目される。以下、これらの指導項目について、教員の訓示を確認することによってその内容を確認したい。

まず、学校教育の普及に関連する「指導要項」の「二」については、次のような訓示がある。

聖代の余沢は限なく及んでこのやうな僻陬地にも汝等の為に学校が設けられた。従来はこのやうな施設がなかつたので同じ人間に生まれながら、人の道の何たるかを弁へることもできず、同じこの皇国に生まれながら皇国民たるの名誉を感ずることもなく、小にしては一身一家の福利をはかる道を明かにすることもなく、磨かれざる玉の如く、自然に放任されてゐたのである。之を思ふと汝等は現在の身の幸福を感謝しなければならない⁶²。

「磨かれざる玉の如く、自然に放任」されていた朝鮮の子どもたちが、日本による学校の設置により、また、それが「僻陬地」にまで及んだことにより、就学可能となった「幸福」に感謝するよう説く内容である。これに続く訓話では、「従来も心ある私人の手で書堂その他の教育機関が経営され、今尚経営されつゝあるが、その内容を見るに、古い書物にのみ拘泥して概ね言語・文字の末に走り、今の世に処する人間を養成するには甚だ不足を感ずる点が多い」⁶³と、朝鮮における伝統的教育機関である書堂における教育の「不十分さ」を指摘している⁶⁴。その一方で、「一般に簡易学校に配置される教師は新時代の教育を受けたものであり、忠良な国民としてはつきりした意識と信念を持った者であり、且現代内外の情勢にも一通り通じ、小にしては農業上の技術及び部落改善に関しても一通りの見識と抱負を持つてゐる筈であるから、簡易学校に学ぶ者にとつてはこの上ない仕合せである。一般に簡易学校に限らず、新教育を受ける人々にはその幸福がある」⁶⁵という説明があり、旧来の伝統的教育の否定と日本による「近代的」教育普及の「恩恵」の強調というコントラストによって説話が構成されていることがわかる。

次に、「指導要項」の「三」に示された実地によって学ぶという点について確認してみよう。教員の説話には、文字や文章の読み書きを本領とすることは誤りであるとしたうえで、次のようにある。

文字や文章は飽くまでも実行の補助の為に学ばれ、実地の指示の為に学ばなければならない。更に進めて言へば、ほんたうの教育は文字や文章即ち書物よりも実地・実習が先に立たねばならない。実地に働きながら考へると、その中によいことを発明・発見するものである。かうしてゐる中、言はんとし言ひ得ず行ひ得ざる境地に逢着した時、手引の書物を繙いて見るといふのがほんたうの学問の仕方である。吾々の学校もこの精神を大いに發揮して行かねばならぬ

のである⁶⁵⁾。

「文字や文章即ち書物よりも実地・実習が先」といった教えには、農業実習を主とする職業教育を重視した簡易学校での教育方針が色濃くあらわれている。この時期の普通学校については、朝鮮教育令で「児童ノ身体ノ発達ニ留意シテ之ニ徳育ヲ施シ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ習得セシムルコトヲ目的トス」⁶⁷⁾とされていたのに対し、簡易学校では、「国語の習得」だけでなく、「地方の実情に最も適切なる職業陶冶に重点を置くこと」⁶⁸⁾を目的に含んでいたことが、こうした指導につながったといえる。

続いて、「指導要項」の「四」に示された、境遇と能力を考慮した学校の選択についての指導に注目する。教員の説話では、簡易学校以外にも、朝鮮には普通学校や小学校、各種中等学校、専門学校、帝国大学が存在することを紹介し、多くの学校が設置されたことにより、「朝鮮は益々開けて行きつゝある」と説明されている。ただし、その一方で、「人はその境遇に応じて学校を選ばないと不幸を見る」とし、山間地域に住む者が都市部の普通学校に入学を希望することの不便や親の負担に触れ、「却つて一家の不幸を招くおそれがある」と説くことになっている⁶⁹⁾。ここで説話は、「簡易学校を出ただけでも、心がけさへよければ、この部落に落ちて一家を整へ、部落の改善をはかり、以て国の恩に報いることができるのである」⁷⁰⁾という一文で締められており、簡易学校に通う子どもたちの向学・進学欲の抑制を図ろうとする姿勢が窺える。

簡易学校の修身では、「学校(ガッコウ)」に続いて、「教師(センセイ)」についても教えることになっており、その目的は、「人の向上に師を要する所以を知らしめ、師を敬愛すべきことを知らしめるにある」⁷¹⁾とされた。

ここで「指導要項」としては、「一 人の生長発達に師を必要とする所以」、「二 師に対する敬愛の念を強く持つ程自己の修養が高まること」、「三 師は之を敬遠せず、相親しんで隔意なく物事を尋ね常々指導を受けるやうつとむべきこと」、「四 李退溪がよく師を敬愛し、研学修養の著しく進んだことを明らかにして感激せしむべきこと」の4点である。前述した、「教師の恩を大切に思ひ、よくその教に従ひ、これを尊敬すべきことを教ふ」ことを目的として、教員に対する挨拶や敬礼を実演を交えながら教えた1930年代の普通学校での教育活動とは、細かい点で性格を異にしている。特に、「二 師に対する敬愛の念を強く持つ程自己の修養が高まること」の説話の中にある、「幸に汝等は唯一人の教師によつて二箇年通じて学ぶことができるので各学科の知識や技能にもよく纏りがつき、汝等を有為な人物たらしめるにはまことに都合よく仕組まれてゐる。この点では規模が大きくて、多くの教師からまちまちな指導を受け、又受持教師を替へられるような普通学校に学ぶものよりも或意味で幸福である」⁷²⁾という内容は、簡易学校なら

ではの教員と児童の関係性を踏まえたものといえる。「規模が大きくて、多くの教師からまちまちな指導を受け、又受持教師を替へられるような普通学校」とは異なり、「唯一人の教師によつて二箇年通じて学ぶことができる」ことを「幸」と捉えさせる内容には、明らかに簡易学校での説話としての独自性を見てとれる。

教員の人数については、簡易学校の場合、「一校一人とし公立普通学校訓導の定員を増加して之に充て当該簡易学校所在地に定住せしむること」⁷³⁾とされており、上記説話のとおり、簡易学校に通う子どもたちは、原則として在校中の2年間は、ひとりの教員から教えられるという状況であった。加えてその一人の教員は学校所在地に定住するということであったため、一般に普通学校に比して教員と児童との関りは深く、それゆえ、「師には親しめ」という教えが強調されていた。また、教員と子どもという関係だけにとどまらず、子どもの家庭や地域との関係にまで広げてその存在について説いた点も注目される。具体的には以下のような説話である。

幸ひ簡易学校の教師は汝等の教師であると同時に父兄の教師でもあり、学校の教師であると同時に部落の教師でもあるのであるから、汝等は假令家に帰つて部落の人となつてゐる場合でも教師が出かけて汝等の部落を見るやうなことがある場合には、よく父兄と共に心を開いて迎へ、何かと指導を乞ふことを忘れてはならない⁷⁴⁾。

当時、初等教員は、「地域社会の教化」を担う存在として位置付けられ、朝鮮人児童の家庭や地域住民の指導にあたるものとされていた。簡易学校が設けられる以前から教員が日常、服膺すべき必須の事項について規定していた「教員心得」(1916年)の中には、教員が「社会教化」に従事すべきであることに関する次のような心得がある。

教師ハ同僚相親シ進ンテ父兄郷党ニ親ミ之ヲ教化スルノ覚悟アルヘシ
教育ノ事業タル關係スル所大ニシテ独力其ノ効果ヲ挙げ難キモノナレハ教師ハ同僚互ニ親和一致シ好意ヲ以テ忠告善導シ優良ナル校風ヲ扶植シ最善ノ訓化ヲ生徒ニ及ホサムコトヲ期スヘシ其ノ他教師ハ父兄郷党ト親睦提携シ相呼応シテ教育ノ事業ヲ成就セムコトヲ計ルト共ニ社会ノ先覚ヲ以テ自ラ任シ之ヲ教化誘導スルノ覚悟アルヲ要ス⁷⁵⁾

この「心得」は、「父兄郷党ニ親ミ之ヲ教化スルノ覚悟」について説かれているものであるが、「教員心得」が公布された当時、総督府内務部長官を務めていた宇佐美勝夫は、この心得、特に「社会ノ先覚ヲ以テ自ラ任シ之(父兄郷党一山下註)ヲ教化誘導スルノ覚悟アルヲ要ス」という部分について、次のような解説を付している。

教師は、父兄郷党の間にありては、一の先覚者たり。朝鮮の現状を觀察するに、朝鮮人の文化未だ全く洽からざるを以て地方に在りては、教師は確かに其の先覚者たるの位置に立てるものなり、故に教師は自重自在して、其の社会を教化誘導するの覚悟あることを要す。普通学校長の如きは、今日頗る此の点につきて尽力しつつあるを認むれども未だ足れりとすべからず、益

進みて学校に於ける余力を用いて、其の社会郷党を教化するの中心となり蒙を啓き、善を奨めて以て国家の良民たるに至らしめんことを努むべきなり⁷⁶⁾。

このように、教員は1910年代から地方の「先覚者」として、その社会の「教化誘導」を担うものとされたが、特に1930年代に設けられた簡易学校の教員にはこうした役割が強く期待されており、先に見た、子どもたちに対する「教師（センセイ）」に関する教育内容には、それが如実にあらわれている。

以上のように、1934年から各地に設置された簡易学校では、普通学校と同様に修身教育の中で学校観（教員観含む）の形成に関連する指導が行われることになってはいたものの、その内容には異なる点が確認でき、対象者の実態に応じた学校観の形成が図られていたことを示唆している。

おわりに

本稿は、普通学校に加え一部、簡易学校における修身の教育内容に着目することにより、日本統治期朝鮮で学校観の形成がどのように図られたのか、その一面を明らかにすることを試みたものである。

まず、学校観が形成される背景として、日本統治期にどれほどの学校（朝鮮人児童を対象とした普通学校）が設立されたのか、その「拡大」状況に関する量的な把握・確認を行った。普通学校の新増設は1910年代から重要かつ「急務」とされ、「三面一校計画」、「一面一校計画」を通じて、1910年に100校であった公立普通学校は、1937年には2,503校に増加した。その後も「第二次朝鮮人初等教育普及拡充計画」によって僻地での学校設置とともに「学齢児童就学歩合の向上」が図られた結果、朝鮮社会の中で学校の存在感は漸次増していった。

こうした背景を踏まえ、まず1910年の「併合」前後、1920～1930年代の普通学校における「学校」に関する教育活動に注目した。いずれも日本が設置した学校に対する積極的な捉え方を前提とし、学校は児童たちを「善（良）い人」にするための場所であるという認識の定着が図られていたという共通性を有していた。しかし、その一方で、漢字とハングル交じりの説明文が削除され、挿絵と教員からの説話によって授業が行われるようになるという教授スタイルの変化や学校そのものに関する説明の量が減少し、学校の施設についての理解、学校での望ましい言動や所作に関する具体的かつ実践的な指導に重点が置かれるようになるという時期的な違いも確認された。つまり、学校という存在そのものについての基本的な理解を図る指導から、それに加えてモノや身体に結び付けた学校観の形成を図る指導への緩やかな力点の移動があった。

また、1910年代には、学校に入学することができる子どもは「仕合」であり、そうで

ない子どもは「不仕合」とする教員の説話が確認されたが、これは、単にあらゆる教育機関への就学/未就学のことを指すものではなく、普通学校への入学を「仕合」、そうでないものを「不仕合」という含みを持っており、当時、朝鮮の伝統的教育機関として存在していた書堂や普通学校以外の私立の教育機関との関係の中で、普通学校への入学が優位なものとして位置づけられたことを示している。特に「併合」前後の時期は、その後の時期と比して相対的に、日本によって設置された新しい「近代学校」というものについての新規イメージの形成、あるいは一部既存の学校観の転換を図ることに重点を置く必要があったためと考えられる。

この点については、1934年に運営が始まった簡易学校での教育内容にも共通性を見出すことができる。簡易学校の修身教育では、「書堂その他の教育機関」における教育内容を、「古い書物にのみ拘泥して概ね言語・文字の末に走り、今の世に処する人間を養成するには甚だ不足を感じる点が多い」と評し、簡易学校に通うことを「幸福」としている。僻地の学校設置が課題となっていた時期の簡易学校では、1910年代に普通学校でみられたような、朝鮮における伝統的教育機関という旧来のものからの脱却と日本による「近代教育」の「恩恵」を対比させることによって学校観の形成が図られていたことがわかる。

また、簡易学校では通う学校の選択について、「人はその境遇に応じて学校を選ばないと不幸を見る」、「普通学校に学ぶものよりも或意味で幸福である」といった教員の説話が示されており、そこに通った児童やその家庭に対して図られた学校観の形成は、普通学校に通った児童に対するそれと質的に異なっていた。つまり、朝鮮人児童を対象としたという点では同じであっても、普通学校と簡易学校という異なる機関においては、その性格に応じた学校観の形成が図られたことも明らかとなった。

普通学校と簡易学校での教育活動を踏まえると、日本統治期朝鮮における学校観の形成は、日本による「近代的」教育機関の優位性とそこに通うことのできる「幸福」を説きながらも、他方では朝鮮人児童の向学・進学を抑制を図りながら行われた面があり、「同化」と「差異化」を志向した植民地教育政策の特徴を顕在化させるものとして捉えることもできる。

ただし、冒頭でも述べたように、そもそも人々の内側で築かれる学校観は多様であり、また、複雑なプロセスを経て形成・変容されるものであるため、本稿で得られた知見は、学校観形成の一側面に過ぎない。特に朝鮮総督府が普通学校、簡易学校での教育活動の中でどのような学校観の形成を図ろうとしたのかという点に限定されている。では、そうした学校観形成のための教育は、日本「内地」でのそれとどのように共通し、異なっていたのか。また、同時期の朝鮮半島に存在していた在朝日本人の子どもたちに対して

行われた小学校での学校観形成と比してどうであったか。こうした視点からも検討し、日本統治期朝鮮における学校観形成の諸相を明らかにしていくことが今後の課題となる。

(付記)

本研究は JSPS 科研費 (JP19K02408) の助成を受けて行われた研究の成果である。

注

- 1) 朝鮮近代史研究における「植民地近代化論」と「植民地近代性」に関する議論の展開について整理したものに、三ッ井崇 (2011) や板垣竜太 (2010) の論考がある。
- 2) 「朝鮮教育令」、第8条、1911年。
- 3) 朝鮮総督府『朝鮮教育要覧』、1915年、26頁。
- 4) 1910年の学校数は、『朝鮮教育要覧』(朝鮮総督府内務部学務局、1915年度版、8-9頁)、1917年の学校数は、『朝鮮諸学校一覧』(朝鮮総督府学務局、1922年度版、97-100頁)を参照。
- 5) 朝鮮総督府「公立普通学校増設ニ関スル件」、1918年12月27日。
- 6) 弓削幸太郎「朝鮮普通教育の発達」、『朝鮮公論』、1919年2月、25頁。
- 7) 朝鮮総督府学務局『朝鮮諸学校一覧』、1929年度、121頁。
- 8) 李軫鎬「初等教育の普及は急務」、『朝鮮公論』、1928年1月、1-34頁。
- 9) 朝鮮総督府『施政二十五年史』、1935年、585頁。
- 10) 朝鮮総督府『朝鮮諸学校一覧』、1937年度、63-66頁。
- 11) 今井田清徳「第二次朝鮮人初等教育普及拡充計画樹立に就て」、1936年1月8日、朝鮮総督府『朝鮮施政に関する論告、訓示並びに演述集(一)』、1937年、406頁。
- 12) 同上。なお、義務教育制度の導入をめぐる動きについては、朝鮮における植民地教育政策を検討するうえで重要な課題であり、この点については別稿にて検討を行う。
- 13) 古川宣子「植民地期朝鮮における初等教育一就学状況の分析を中心に」、『日本史研究』、370号、日本史研究会、1993年、31-56頁。同「朝鮮における普通学校の定着過程-1910年代を中心に-」、『日本の教育史学』、第38集、教育史学会、1995年、174-191頁。
- 14) 学部『普通学校学徒用修身書巻一』1907年、1-3頁。
- 15) 朝鮮総督府『普通学校修身書 巻一 教師用』1913年、「緒言」1頁。
- 16) 同上、2-3頁。
- 17) 修身書の全体構成は次の通りである。「第一課 学校」、「第二課 先生」、「第三課 キョウシツ(教室)」、「第四課 ウンドウバ(運動場)」、「第五課 トモダチ」、「第六

課 ジコク(時刻) ヲマモレ」、「第七課 セイトン(整頓)」、「第八課 カラダヲタイセツニセヨ」、「第九課 セウケツ(清潔)」、「第十課 テンノイウヘイカ(天皇陛下)」、「第十一課 親ノ恩」、「第十二課 親ノイツケヲマモレ」、「第十三課 オジイサントオバアサン」、「第十四課 キョウダイ(兄弟)」、「第十五課 モノヲソマツ(粗末)ニスルナ」、「第十六課 ウソ(虚言)ヲイウナ」、「第十七課 学校ノモノ」、「第十八課 人ノモノ」、「第十九課 恩ヲワスレルナ」、「第二十課 カテイ(家庭)」、「第二十一課 キンジョ(近所)ノ人」、「第二十二課 アヤマチ(過)ヲカクスナ」、「第二十三課 シンセツ(親切)」、「第二十四課 キソク(規則) ヲマモレ」、「第二十五課 ヨイ生徒」。

- 18) 前掲『普通学校修身書 卷一 教師用』、1913年、1頁。
- 19) 同上、1頁。
- 20) 同上、2頁。
- 21) 同上、2-3頁。
- 22) 同上、4頁。
- 23) 同上。
- 24) 同上、5頁。
- 25) 同上、6頁。
- 26) 同上、7頁。
- 27) 同上、8-9頁。
- 28) 同上、10頁。
- 29) 同上。
- 30) 同上11-12頁。
- 31) 同上、14頁。
- 32) 同上、15頁。
- 33) 同上、16頁。
- 34) 朝鮮総督府『普通学校修身書卷一教師用』1923年、「緒言」1頁。
- 35) 同上。
- 36) 同上、「新入学児童ニ対スル教師ノ心得」1頁。
- 37) 同上。
- 38) 同上、1-2頁。
- 39) 同上、1頁。
- 40) 同上。
- 41) 同上、3-4頁。
- 42) 同上、8頁。

- 43) 同上、12 頁。
- 44) 同上、13-14 頁。
- 45) 朝鮮総督府『普通学校修身書卷六教師用』1924 年、182-183 頁。
- 46) 同上、185-186 頁。
- 47) 同上、186 頁。
- 48) 同上、187 頁。
- 49) 朝鮮総督府『普通学校修身書卷一教師用』1930 年、1 頁。
- 50) 同上、1-2 頁。
- 51) 同上、2-3 頁。
- 52) 同上、3-4 頁。
- 53) 同上、9 頁。
- 54) 同上、10 頁。
- 55) 同上10-11 頁。
- 56) 同上、12-13 頁。
- 57) 同上、15 頁。
- 58) 簡易学校については、その制度導入の前史から展開、終末までを対象時期とし、日本統治期朝鮮における初等教育全体の中に位置づけた古川宣子の論考(「植民地期朝鮮の簡易学校一制度導入とその普及を中心に」『大東文化大学紀要(社会科学)』第55号)に詳しい。また近年、簡易学校について論じたものに、송승정의論考「일제강점기 간이학교 제도에 관한 고찰」、『일본문화학보』87)がある。
- 59) 簡易学校設置当時、児童用の修身書はなく、『教師用』のみが発行された。
- 60) 朝鮮総督府『簡易学校修身書卷一教師用』1935 年、1 頁。
- 61) 同上、1-2 頁。
- 62) 同上、2-3 頁。
- 63) 同上、3 頁。
- 64) 無論、書堂における教育が「不十分」との評価は、あくまで当時の朝鮮総督府によるものであり、朝鮮における教育の近代化や普及について検討するうえで、書堂の果たした役割や功績を見落とすことはできないが、この点については別稿にて検討したい。
- 65) 同上、3-4 頁。
- 66) 同上、5-6 頁。
- 67) 「朝鮮教育令」第4条、1922 年。
- 68) 朝鮮総督府「簡易初等教育機関設置要綱」1934 年。
- 69) 前掲『簡易学校修身書卷一教師用』6-7 頁。
- 70) 同上。

- 71) 同上、20 頁。
- 72) 同上、22 頁。
- 73) 前掲「簡易初等教育機関設置要綱」1934 年。
- 74) 前掲『簡易学校修身書卷一教師用』、23 頁。
- 75) 朝鮮総督府「教員心得」、1916 年。
- 76) 宇佐美勝夫「教員心得に就て」、『朝鮮彙報』、1916 年、30 頁。

参考文献

<図書・論文>

- 板垣竜太・戸邊秀明・水谷智「日本植民地研究の回顧と展望—朝鮮史を中心に」、『社会科学』、第 40 巻第 2 号、同志社大学人文科学研究、2010 年、27 - 59 頁。
- 古川宣子「植民地期朝鮮における初等教育—就学状況の分析を中心に—」、『日本史研究』、370 号、日本史研究会、1993 年、31—56 頁。
- 同「植民地期朝鮮の簡易学校—制度導入とその普及を中心に」、『大東文化大学紀要(社会科学)』第 55 号、2017 年、129—144 頁。
- 同「朝鮮における普通学校の定着過程—1910 年代を中心に—」、『日本の教育史学』、第 38 集、教育史学会、1995 年、174—191 頁。
- 三ツ井崇「朝鮮史研究における「植民地近代(性)」をめぐる議論の動向」、『歴史科学』、206、大阪歴史科学協議会、2011 年、1—9 頁。
- 山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教員集団と植民地支配—』、九州大学出版会、2011 年。
- 송숙정「일제강점기 간이학교 제도에 관한 고찰」、『일본문화학보』87、2020 年、241—262 頁。

<官報・雑誌等>

- 朝鮮公論社『朝鮮公論』1919 年 2 月、1928 年 1 月。
- 朝鮮総督府『施政二十五年史』、1935 年。
- 同『朝鮮彙報』、1916 年。
- 同『朝鮮施政に関する諭告、訓示並びに演述集(一)』、1937 年。
- 同『朝鮮総督府官報』(復刻版、韓国学文献研究所)。
- 同『朝鮮教育要覧』1915 年。
- 朝鮮総督府(内務部)学務局『朝鮮諸学校一覽』1915 年度版、1922 年度版、1937 年度版。

<教科書類>

- 学部『普通学校学徒用修身書卷一』1907 年。

朝鮮總督府『簡易学校修身書卷一教師用』1935年。

同『普通学校学徒用修身書卷一』、1907年、1911年、1913年、1922年、1930年。

同『普通学校修身書卷一教師用』1913年、1923年、1930年。

同『普通学校修身書卷一、二編纂趣意書』1930年。

同『普通学校修身書卷六教師用』1924年。

2021年6月30日 投稿

2021年7月31日 掲載受理